

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
 (7)生活基盤の「安心」を支える

(3)「安らぐまち」の実現～誰もがつながるアットホームなまち～

(ア) 生活基盤の「安心」を支える

市民と行政が一体となり、地域における防犯対策の推進と暴力団の壊滅に向けた取組を行うとともに、災害への迅速な対応を図ります。

区対策部から発信される避難情報

総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

災害発生が予想される場合に、最も重要なのは、市が発令する避難指示等の避難情報です。

避難情報には、いくつかの種類があり、段階を追って安全な場所に的確な避難行動を取る必要があります。避難情報が出された場合には、広報車やテレビ、ラジオ、市ホームページ等で情報を発信するほか、携帯電話を活用した緊急速報メール（エリアメール）や事前の登録が必要な情報配信サービス（もらって安心災害情報配信サービス、防災メール「まもるくん」）でも情報を提供しています。

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は、「避難指示」に一本化されました。

5段階の警戒レベルに応じたとるべき行動を理解して、いざという時の避難行動に役立てましょう。

避難情報等			防災気象情報		
警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	警戒レベル相当	洪水情報	土砂災害情報
5	緊急安全確保	命の危険 ただちに安全確保！	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～					
4	避難指示	危険な場所から 全員避難	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	—	自らの避難行動を 確認	2相当	氾濫注意情報 洪水注意報	大雨注意報
1	—	災害への心構えを 高める	1相当	—	早期注意情報

※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

2 小倉北区の主要事業

(3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

(7)生活基盤の「安心」を支える

危機管理室 危機管理課 TEL：582-2110

総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

避難行動要支援者避難支援事業

浸水や土砂崩れなどの災害が予想される地域にお住まいの方のうち、自力避難が困難な方を事前に把握し、災害発生前の確実な避難情報伝達と、地域の方による避難支援の体制を事前に整備することで、迅速な避難の支援を実施することを目指した事業です。多くの自治会や団体の協力が、対象の方々の安全・安心につながっています。

危機管理室 危機管理課 TEL：582-2110

総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

区における被災者の総合相談窓口

各区役所では、一定規模（被害が区内で概ね50件）の災害が起こった場合、被害を受けた住民の生活再建の支援を迅速かつ円滑に実施することを目的に「総合相談窓口」を設けています。

開設時期や期間などは、適時、お知らせしますので、市ホームページなどでご確認ください。

都市整備局 水環境課 TEL：582-2491

上下水道局 下水道計画課 TEL：582-2480

北九州市小倉都心部浸水対策推進プラン

近年多発する、短時間で局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）への対策として、平成27年2月に『北九州市小倉都心部浸水対策推進プラン』を国へ登録し、10年間で河川と下水道の整備を重点的に推進します。

また、防災情報の周知などソフト対策も併せて実施することにより、市民の皆様とともに浸水被害の軽減に取り組んでいきます。

昭和町雨水貯留管整備事業

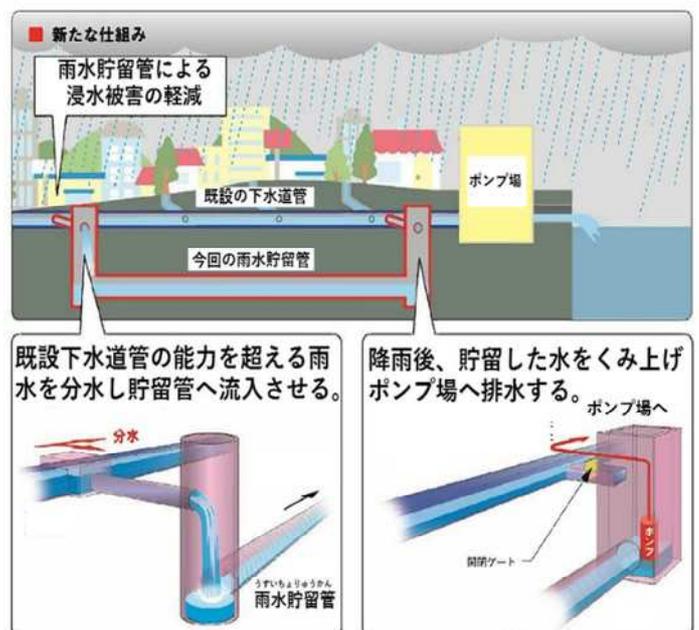
上下水道局 下水道整備課 TEL：582-2482

近年の局所豪雨により浸水被害が多発しており、平成25年7月や平成30年7月などには昭和町、香春口、白銀一丁目などで浸水被害が発生しました。

そのため、既存の下水道管の排水能力を超える豪雨に対処できるよう、雨水を一旦溜める貯留管を平成30年度から新たに整備し、令和6年5月に完成しました。

この貯留管は、直径3m、長さ約1.5km、深さ最大12mの地中にある施設で、小学校のプール約26杯分に相当する約9,500㎡の雨水を貯留することができます。

この貯留管の完成により、「安らぐまち」の実現、災害に強いまちづくりを市民の皆様が実感できるようになると考えています。



2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(7)生活基盤の「安心」を支える

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定

総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

土砂災害の恐れがある区域を明らかにし、国民の生命、身体を保護することを目的として制定された土砂災害防止法に基づき、福岡県は平成25年11月に「土砂災害警戒（特別警戒）区域」として、当初、区内9小学校区内の区域が指定されていましたが、平成30年3月に区域が追加指定されたことから、現在では、区内12小学校区内の区域が指定されています。

なお、対象地域が分かる「警戒区域図」は、区役所窓口や市ホームページでもご覧いただけます。

危機管理室 危機管理課 TEL：582-2110
総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

新規 地域と連携した避難所開設・運営事業

大雨や台風などによって災害が発生するおそれが高まり、予定避難所を開設する際、地域住民と市職員が連携して避難所開設・運営を行う事業です。事業の実施により近隣住民による迅速な避難所の開設が可能となり、日頃からの「繋がり」により安心して避難ができる避難所を運営できます。

小倉北区内では9つの避難所で実施しており、地域人材の発掘や活躍と防災意識の醸成による地域防災力の向上を図ります。

住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

都市戦略局 建築指導課 TEL：582-2531

いつ、どこで発生してもおかしくない地震からの被害を軽減するため、現行の耐震基準を満たさない昭和56年5月31日以前に建築または工事着手された住宅や建築物の耐震化、道路等に面した危険なブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。



補助制度チラシ

あんしん通報システム

保健福祉局 長寿社会対策課 TEL：582-2407
消防局 予防課 TEL：582-3836

高齢者や重度の身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案に対し、民間警備員をはじめ、必要に応じて消防隊・救急隊が迅速な対応を行うとともに、医療・福祉スタッフによる24時間体制で相談対応を行い、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。



2 小倉北区の主要事業

(3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

(7)生活基盤の「安心」を支える

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係
TEL:582-3337

「暴追の日」合同パトロール

毎月18日を「暴追の日」と定め、小倉北区内の校区自治連合会をはじめ地域住民、企業、警察、行政が連携し、堺町公園を起点に午後8時から1時間程度、繁華街のパトロールを実施しています。



「暴追の日」合同パトロール

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係
TEL:582-3337

「生活安全パトロール隊」の活動支援

地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」は、平成18年11月に小倉北区内の全校区で結成され、各校区とも地域の実情に応じた活動が定着しました。小倉北区では約1,786名（令和5年6月現在）の方々がパトロール隊員として活動されています。隊員が安全に活動できるために、赤色誘導灯等を配付する物的支援や、安全安心指導員（警察 OB）による防犯パトロールへの同行や指導、助言なども行っています。

小倉北区生活安全パトロール隊活動状況（全校区集計）

令和5年度	回数	参加人数
4月	308	2,965
5月	382	3,677
6月	408	3,810
7月	258	2,518
8月	116	1,343
9月	410	3,574
10月	437	3,656
11月	412	3,320
12月	352	3,163
1月	361	3,052
2月	398	3,335
3月	330	2,820
合計	4,172	37,233



生活安全パトロール隊のパトロール風景

※回数には、児童見守り、暴追パトロール、青パト、歳末夜警等すべて含む

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(7)生活基盤の「安心」を支える

客引き行為等の適正化に関する条例推進事業

総務市民局 安全・安心推進課
TEL：582-2911

令和4年12月に施行された北九州市客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、令和5年より、客引き行為禁止区域内に巡視員を配置し、違反行為者に対して命令や過料、氏名公表等の行政処分を行っています。

また、条例の内容周知・違反となる行為に関する啓発活動の一環として、官民合同の「客引き適正化パトロール」の実施やチラシ配布などを併せて行うことで、客引き行為等の適正化を図り、本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現を目指していきます。

小倉北繁華街魅力づくり推進協議会

総務市民局 安全・安心推進課
総務企画課 企画係

TEL：582-2911
TEL：582-3335

安全・安心とにぎわいづくりの視点から、地元企業・地域・行政・警察等が一体となって様々な活動を行う「小倉北繁華街魅力づくり推進協議会」が平成27年12月に設置されました。

構成団体等によるまち美化清掃活動や暴力団追放・客引き適正化のパトロールに加え、街中でのイベント開催などで、小倉のまちの魅力創出やイメージアップに貢献しています。今後も、本市を訪れる誰もが安心して楽しめる、魅力ある繁華街の実現を目指します。

交通安全運動

総務企画課 広報広聴係 TEL：582-3339

小倉北区交通安全推進協議会は、小倉北警察署などと連携し、交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故を防止することを目的に活動しています。

春・夏・秋・年末に、小倉駅などで交通モラル・マナーについて交通安全啓発活動を行っています。

自転車放置禁止区域

まちづくり整備課 管理係 TEL：582-3471

自転車の放置は、市民生活や経済活動に悪影響を与えることから、条例に基づき、小倉駅・西小倉駅・南小倉駅・船場町・堺町等を中心とした自転車放置禁止区域を指定しています。

禁止区域においては、定期的に駐輪指導や放置自転車の撤去作業（自転車保管所への移動）を実施しています。

特に対策が必要と思われる小倉駅小倉城口（南口）前の商業施設付近に駐輪指導員を配置し、重点的な指導・啓発を行っています。

また、市民への周知啓発活動として、小倉北警察署の協力により、マスコットキャラクターを取り入れた路面啓発シートを製作し、小倉駅周辺などに設置しています。



撤去作業の様子

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
- (7)生活基盤の「安心」を支える

産業経済局 鳥獣被害対策課 TEL：582-2269
総務企画課 広報広聴係 TEL：582-3339

鳥獣被害対策

小倉北区内では一年を通じて野生鳥獣（イノシシやカラスなど）の出没がみられ、生活被害や対応への相談情報が寄せられています。

これらの情報に対し、安全な暮らしの確保を目的に、警察や農政事務所等とも協力し、

- ・地域や学校への情報提供
- ・自衛のための、注意喚起や啓発活動
- ・出没現場での確認や調査

などを行っています。



空き家等対策

都市戦略局 空き家活用推進課 TEL：582-2777
総務企画課 庶務係 TEL：582-3301

適切な管理が行われていない空き家は、破損や倒壊、犯罪や火災の誘発、雑草やごみの放置などのトラブルにつながることもあり、これらの解消のため、区役所内に空き家等に関する相談窓口を設け、現地調査の結果をふまえ、所有者等へ適切な管理に関する依頼を行っています。なお、建築物の倒壊のおそれなど危険度が一定以上の空き家については、区役所から都市戦略局 空き家活用推進課へ引き継ぎ、是正指導を行っています。

また、空き家活用推進課では、相続など空き家に関する専門相談窓口をご案内するとともに、空き家の「発生予防啓発」や「活用促進」、「老朽空き家の除却等の促進」など、空き家対策を総合的かつ計画的に推進しています。

新規 まちなか居住移転支援事業

都市戦略局 都市計画課 TEL：582-2451

持続可能な都市経営の実現に向け、災害から市民の生命・財産を守るとともに、人口・経済のまちなかへの集積を促進するため、区域区分見直しによる、市街化調整区域への編入区域等からまちなかへの移転支援を実施します。

(イ) 暮らしの「安心」を支える

市民一人ひとりが互いの絆を深め、地域で支え合うネットワークを充実・強化します。

【地域で支え合うネットワーク】

高齢者緊急時あんしん事業

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係
 TEL：582-3440

高齢者だけの世帯や健康に不安のある人、障害のある人等で希望する方を対象に、医療情報や緊急時の連絡先などを記入する「あんしん情報セット」を配布しています。

このセットは、専用の容器に必要な情報を入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくようになっています。緊急の連絡を受けて駆けつけた人がその容器を見つけ、速やかな救命活動や関係者との連携に役立てるためのものです。

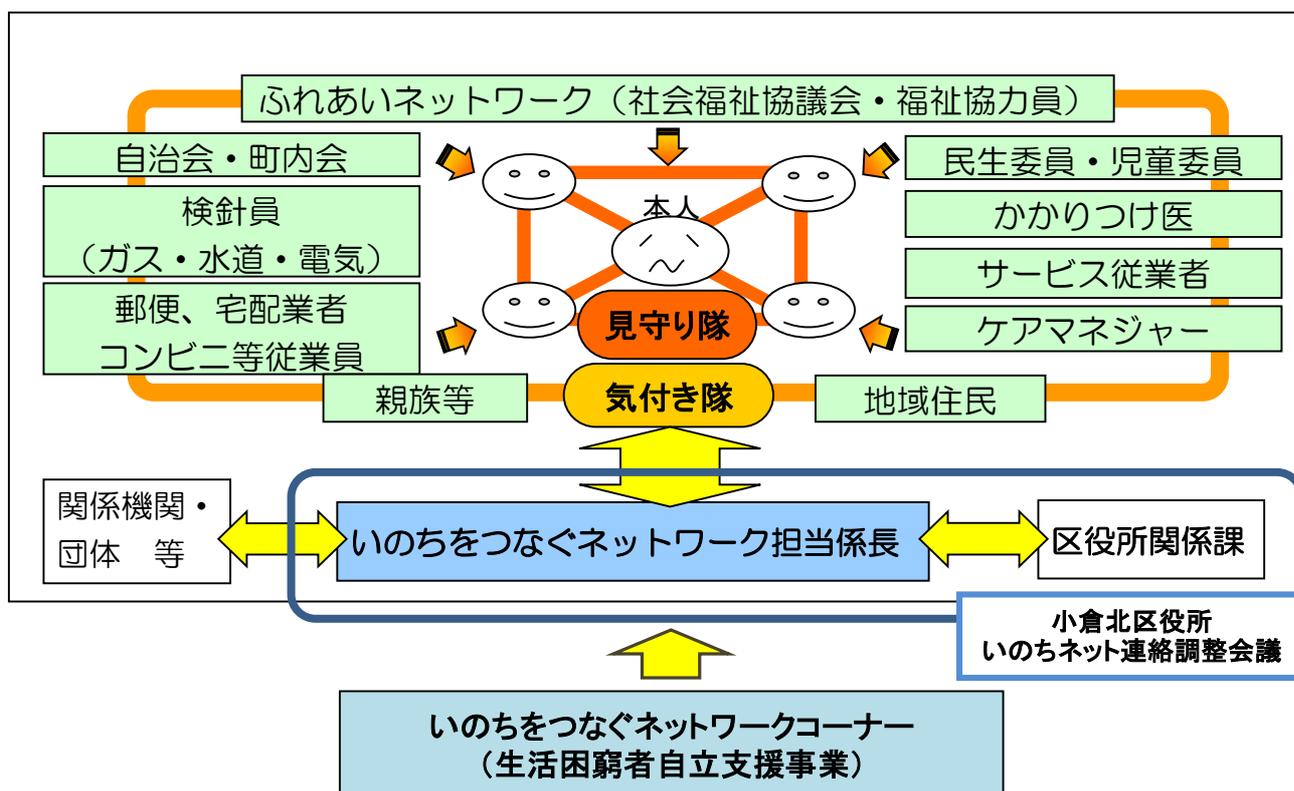


保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係
 TEL：582-3440

いのちをつなぐネットワーク事業

いのちをつなぐネットワークとは、「見つける」「つなげる」「見守る」をキーワードに、地域における既存の見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくすることによって、高齢者をはじめ、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取組です。

また、この事業を円滑に進めるため、区役所関係課を集めたいのちネット連絡調整会議を実施し、情報の共有化や連携の強化を図っています。



2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(イ) 暮らしの「安心」を支える

保健福祉課 いのちをつなぐネットワークコーナー

TEL：582-3478

生活困窮者自立支援事業

仕事や借金、家族関係など様々な理由で経済的に困りの方のご相談について、各種関連機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

1 自立相談支援事業

相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給（大家等に代理納付）し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

3 その他、就労準備支援事業や家計改善支援事業についても、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

また、相談内容については、毎月1回他の専門機関を交えた支援調整会議を実施し、情報の共有化や連携の強化を図っています。

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係

TEL：582-3440

小倉北区すこやかライフ推進協議会

少子高齢社会における地域での多様なニーズを把握し、子どもから高齢者まで支援の必要な人を地域で支えていくため、保健・医療・福祉・地域団体、そして行政機関が連携・協働する地域福祉のネットワークづくりを推進します。小倉北区すこやかライフ推進協議会では、地域福祉に関する諸問題を専門的に調査・検討するため、3つの部会を設けています。

今後も、住民主体の地域福祉活動を推進するために、地域づくりやまちづくり活動を支援する取組を進めます。

高齢者部会

- ・ 小倉北区在宅ケア連絡会「あい愛ネット小倉北」（市民参加型勉強会等）の開催
- ・ 高齢者支援に関する取組の検討
- ・ 地域包括支援センターの運営支援
- ・ 虐待防止の取組
- ・ いのちをつなぐネットワークとの連携や活動支援 など

子育て部会

- ・ 地域での子育て支援の仕組みに関する検討
- ・ 子育て支援ネットワーク講演会

健康・いきがい部会

- ・ 健康づくりのための支援策に関する検討
- ・ 関連イベント「食と健康を学ぼう」の開催
- ・ 高齢社会を考える区民の集い など

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(イ)暮らしの「安心」を支える

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係

TEL：582-3440

あい愛ネット小倉北

小倉北区すこやかライフ推進協議会高齢者部会の「あい愛ネット小倉北」では、高齢者が安心して地域で在宅生活を続けられるよう医療・介護・地域及び行政等が連携して様々な情報の提供や地域ニーズに応じた市民参加型の勉強会を年6回開催しています。



勉強会の様子

小倉北区社会福祉協議会

小倉北区社会福祉協議会 TEL：571-5452

小倉北区社会福祉協議会(北九州市社会福祉協議会 小倉北区事務所)は、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として設置され、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として様々な活動を行っています。

特に、地域の福祉協力員が中心となって「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つのしくみで行われる「ふれあいネットワーク活動」や、地域で開かれるサロン活動の支援などにより、住民主体の福祉のまちづくりを進めています。



ふれあいネットワーク活動

民生委員・児童委員

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係 TEL：582-3440

民生委員・児童委員は、支援を必要とする高齢者や子どもに関する悩みを持っている親などからのさまざまな相談に応じ、福祉サービスの適切な利用や子育てへの助言、行政との連携などを行っています。また、各地区に2名いる主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

日本赤十字社

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係 TEL：582-3337

日本赤十字社は、国際的な救護活動や災害被災者への援護などの活動を行っています。この活動は、赤十字社社員の活動資金や自治会・町内会・赤十字奉仕団・日赤紺綬会など多くの人々の優しさに支えられています。毎年5月を「会員増強運動月間」としてキャンペーンを行い、赤十字活動への協力を呼びかけています。

小倉北区献血推進協議会

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係 TEL：582-3337

小倉北区献血推進協議会は、献血思想の普及と献血組織の育成を図り、献血の推進に努めることを目的としています。年間を通じた各校区での献血運動のほか、毎年7月を「愛の血液助け合い運動」として啓発事業を行っています。

共同募金

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係 TEL：582-3337

共同募金は、全国一斉に展開され、地域が主体の福祉のまちづくりの推進に役立っています。福岡県共同募金会小倉北区支会では、毎年10月1日から12月31日までの期間、「赤い羽根共同募金運動」を実施し、12月1日から31日までの1か月間、「歳末たすけあい運動」を実施しています。

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
 (4)暮らしの「安心」を支える

【高齢者支援】

高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、安心して暮らしていけるまちの実現を目指します。

介護予防事業

高齢者が介護の必要な状態になることを予防するため（介護予防）、各種教室・イベント等を通じた正しい知識の普及・啓発を行います。また、各種介護予防教室の紹介や、地域における介護予防活動の育成・支援などを行います。

事業	内容
高齢者地域交流支援通所事業	介護予防のプログラムや健康チェック・レクリエーションなどを市民センターで実施します。
問い合わせ先	地域包括支援センター (TEL:47ページ参照) 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 (TEL:582-3430)

各種教室・相談会等 (食生活・食事等について)	内容
食卓相談	食生活についての個別相談を管理栄養士が行います。
シニア食育講座	地域の身近な場所に管理栄養士等を派遣し、食事についての講話や調理実習を行います。
問い合わせ先	保健福祉課 地域保健係 (TEL:582-3440)

各種教室・相談会等 (運動・健康づくり等について)	内容
きたきゅう体操教室・ ひまわり太極拳教室	本市が開発したきたきゅう体操（介護予防体操）・ひまわりタイチー（介護予防太極拳）の各教室の開催や、自主グループの支援などを行います。 
高齢者のための筋力向上 トレーニング啓発教室	ご自宅で、自分ひとりでもできる簡単な筋力向上運動やストレッチを行います。
尿もれ予防体験会	尿もれに関する基礎知識や尿もれ予防体操などを学べる体験会を開催します。
公園で健康づくり教室	公園で健康遊具の適切な利用法や運動方法を学ぶ健康づくり教室を開催するほか、少人数での体験会も行っています。
お口を元気にする出前講演	地域の健康づくり教室などに歯科医師を派遣し、お口の機能や歯周病予防などの講演を行います。
健口（けんこう）ストレッチ講座	地域の健康づくり教室などに歯科衛生士を派遣し、お口の元気体操や口腔ケアの指導を行います。
健口（けんこう）相談 (お口の元気度チェック)	歯科医師等が、お口の機能（噛むことや飲み込むことなど）に関する相談を受けます。
サロンで健康づくり	地域の身近な場所に運動、栄養、口腔等の専門職を派遣し、住民自らが主体的に介護予防に取り組めるように講話などを行います。
問い合わせ先	認知症支援・介護予防課 (TEL:522-8765)

2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
 (4) 暮らしの「安心」を支える

ふれあい昼食交流会

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

各区の食生活改善推進員協議会が主体となり、一人暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者を対象に、昼食会を実施しています。高齢者が楽しみながら食生活改善について考え、地域住民との交流やふれあいの場となっています。

食生活改善推進員による訪問事業

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

食生活改善推進員が地域の高齢者宅を訪問し、高齢者の低栄養予防の普及啓発を図り、介護予防につなげます。(対象校区限定で実施)

介護保険制度の利用状況

保健福祉課 介護保険担当 TEL：582-3433

介護保険制度は、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるよう、介護が必要な人を社会全体で支えあう制度です。

○小倉北区の要介護（要支援）認定者数

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
小倉北区	1,120	1,639	2,864	2,282	1,722	1,525	866	12,018
市	6,804	9,235	16,191	12,391	9,505	7,885	4,590	66,601

令和6年2月末現在

○小倉北区の介護保険サービス受給者数

	小倉北区	市
居宅介護（支援）サービス	7,064人	39,083人
地域密着型（介護予防）サービス ※	1,745人	8,940人
施設介護サービス	1,448人	8,332人

令和5年12月利用分

※「地域密着型（介護予防）サービス」とは、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスのことで、北九州市の被保険者は市が指定した事業所（原則として北九州市内）のみ利用できます。夜間対応型や認知症対応型、訪問や宿泊を組み合わせた複合的なサービスなどがあります。

(仮称) ふれあいむら高坊 市営住宅建設事業

都市整備局 住宅整備課

TEL：582-2548

「ふれあいむら」とは、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者が安心して住み続けられるよう、生活特性に配慮した機能や設備を備えるとともに、地域の社会福祉施設等と連携を図り安否確認・生活相談等を行う生活援助員を配置した市営住宅です。各区に一か所ずつ整備しており、小倉北区では高坊地区に建設を行っています。

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(4)暮らしの「安心」を支える

【障害者支援】

障害のある人が、自ら望む暮らしを送ることができる“まちづくり”《障害があっても安心して自立できる地域社会の実現》を目指します。

在宅サービス

保健福祉課 高齢者・障害者相談係 TEL：582-3430

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種サービスを提供しています。

サービス名	内 容
ホームヘルプサービス	日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者(児)に対し、家庭にホームヘルパーを派遣して、「身体介護」や「家事援助」を行います。
生 活 介 護	常時介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
移 動 支 援 事 業	単独で外出することが困難な重度の障害者(児)に対し、ホームヘルパーが移動を支援します。
シ ョ ー ト ス テ イ	在宅の障害者(児)を介護している家族が用務のため家庭での介護が困難になった場合、短日間、施設に入所できます。

医療費の助成（障害者支援）

保健福祉課 高齢者・障害者相談係 TEL：582-3430

身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A表示）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方が対象となる重度障害者医療費支給制度により、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています（精神障害のある方については、精神科病床への入院は対象外）。

コラム

障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」

「一丁目の元気」は、障害のある人の手づくり商品を販売するアンテナショップです。クッキーなどのお菓子をはじめ、木製品や生活雑貨などの小物まで、北九州市内の障害のある人が、心を込めて制作した商品を販売しています。

また、店内には、コーヒーなどを飲みながらゆっくりしていただけるカフェスペースもありますので、ぜひ「一丁目の元気」にお越しください。

お待ちしております。

◆住 所：北九州市小倉北区京町一丁目6-1

◆T E L：383-6061

◆F A X：383-6062

◆営業時間：11：00～17：00

◆定 休 日：日、月曜日

◆取扱商品：焼き菓子、スイーツ、野菜、木製品、文具、生活雑貨、陶器、ファッション製品、おもちゃ ほか



店内の様子

2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(イ) 暮らしの「安心」を支える

【地域におけるコミュニティ活動】

自治会加入促進運動

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係
TEL：582-3337

自治会・町内会は、地域の福祉・環境・防犯・防災など、個人や家庭では解決できないさまざまな問題を住民自らが解決し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織された、自主的・民主的な団体です。

小倉北区役所では、小倉北区自治総連合会との協働により、加入促進用チラシやのぼりを作成し、市外からの転入者や自治会未加入世帯に対し、自治会加入を促進し、自治会・町内会の活性化に取り組めます。

また、3月～4月にかけて区役所で自治会加入促進ブースを設置し、自治会活動を積極的にアピールしています。



自治会加入促進運動

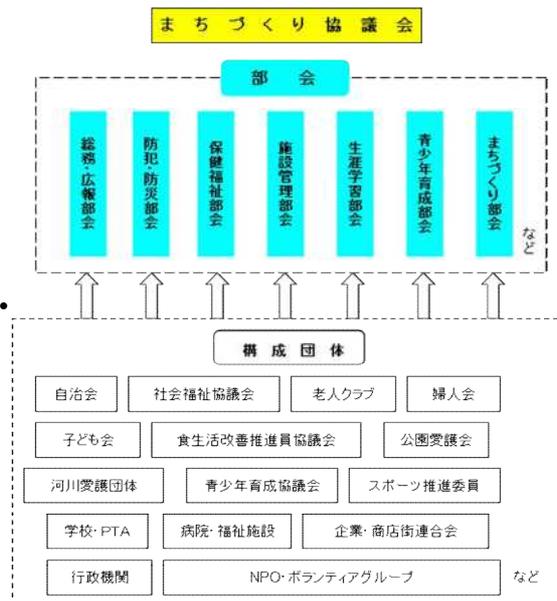
まちづくり協議会

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係 TEL：582-3415

まちづくり協議会は、小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域の様々な団体などで構成する、地域づくり団体です。地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を行います。

具体的には、校区内の各団体のネットワークづくり、生活安全パトロール、文化・スポーツ活動、古紙回収・ごみ分別収集等のリサイクル活動、健康づくり・介護予防、夏祭り、どんど焼きなど、様々な活動を行っています。

小倉北区役所では、まちづくり協議会の活動を支援しています。



2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(4)暮らしの「安心」を支える

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係

TEL：582-3415

市民センターを拠点としたまちづくり

「自分たちのまちは自分たちの手で」という理念の下、地域の自主的・主体的な地域づくり・まちづくり活動を育み、地域の連携を深めるため市民センターを拠点としたまちづくりを行います。

小倉北区役所では、この市民センターを地域づくり・まちづくりの拠点として一層機能させ、地域の特徴を活かした「1校区1テーマ運動」を軸に諸事業の推進・支援を行っていきます。

【市民センターとは?】

地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」つくる各種地域活動の拠点施設

【利用時間】

月～金曜日：午前9時～午後10時（例外あり）

土曜日：午前9時～午後5時

【休館日】

日曜日・祝日、年末年始（例外あり）

【施設の紹介】

- ①市民ホール
- ②多目的ホール（講堂）
- ③調理室
- ④会議室（大・小）
- ⑤和室（大・小） など



2 小倉北区の主要事業

(3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

(4)暮らしの「安心」を支える

1 校区1テーマ運動

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係 TEL：582-3415

小倉北区では、地域づくりを支援するため、平成15年度から「1校区1テーマ運動」に取り組んでいます。この「1校区1テーマ運動」は、市民センターを活動の拠点に、地域ぐるみでそのテーマに沿ったまちづくり活動を展開していこうとするものです。

令和6年3月末現在

校 区	テ ー マ	概 要
足 原	「サクラとウメの里」足原	和気清麻呂ゆかりの妙見神社、忠霊塔・平和公園など地域の自然を活かし安全安心を見守るまちづくり協議会を目指す。
足 立	フレンドシップ「あだち」 ～友・学・健・輪 のまちづくり～	人間にとって、友達・学問・健康はかけがえのない財産。心身ともに健やかな生活を送り、足立校区皆が輪になって楽しく活気あるまちづくりを推進する。
泉 台	『思い合うまち』泉台 ～安全なまちづくりを 目指して～	転勤族の多い泉台では、住民の共通課題『地域防災』を切り口に、住民のネットワークづくりに取り組む。
到 津	みんなにやさしい 到津のまち	子どもから高齢者まで、障害のある・なしに関わらず、それぞれに応じた役割をもち、まちづくりの一員として活躍できるまちを目指す。
井 堀	元気で仲良く 支えあい 助け合いのまち 井堀	身も心も健やかで、人と人とのつながりを強め、肩寄せふれあい、笑顔溢れるまちづくりを目指す。
今 町	「今町っ子24」 ～今町で育ててよかった、 今町で育ててよかった～	「子ども」を接着剤に「向こう三軒両隣」の復活を目指し、さまざまな地域課題に対処しうる「まち」づくりを進める。
中井校区 北小倉	「人情下町・北小倉」 (みんなが顔見知りのまち 自然と下町文化の 伝わるまち)	北小倉には、今なお人情に厚い気風が息づいており、誰もが安全にかつ安心して暮らせるまちづくりや自然と文化を伝える取組を目指す。
貴 船	ふれあいのまち『きふね』 ～笑顔あふれるまちづくり を目指して～	人と人が素直に触れ合うことができる環境作りを行い地域の方が『安心で安全』にくらせるまちづくりを目指す。
清 水	住んで よかった ホットな清水	人と人とのつながりやふれあいを大事にしたまちづくりを進める。
霧 丘	あいモードタウン霧丘	住んでいて良かった！住んでみたい！！を目指し、“であい・ふれあい・学びあい”「あいモードタウン霧丘」をキャッチフレーズに、やさしい気持ちがあふれるまちづくりを進めていく。
小倉中央 校区 米 町 堺 町 天神島	ふれあいの「輪」を 広げよう 小倉中央	北九州市の玄関口である小倉駅を中心とした地域であり、商業圏の町として企業と住民の共存が重要である。また、少子高齢化・核家族化が進む中、三世代を含めたふれあいの輪を広げていく。

2 小倉北区の主要事業

(3)「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

(4)暮らしの「安心」を支える

校 区	テ ー マ	概 要
桜 丘	歴史の里 桜丘	宮本武蔵・佐々木小次郎の碑のある手向山をはじめ、校区には数多くの史跡がある。これらの歴史をシンボルに、ふる里のすばらしさを子どもたちに伝えつつ、ふれあいの場を増やして、人と人とのつながりを大切にしまちづくりを目指す。
三郎丸	輪と和 ふれあいのまち 三郎丸	校区には、メディアドームや北九州市民球場などスポーツ施設が充実している。そこで、自転車の前輪、後輪のように、地域全体が輪と和、スポーツを通じ、ふれあいを大切に「安全で安心」なまちづくりを進めていく。
寿 山	夢を語り合うまち 寿山	校区内に広寿山福聚寺、圓通寺など歴史的施設があり、文教地区であることから地域資源を活かしたまちづくり・地域住民のコミュニケーションを大事にしたまちづくりを進めていく。
富 野	明るく住みよいまち とみの 住んでよかった富野校区	近年、独居高齢者が増え、家から出ない方が多く見られる。そんな高齢者を一歩外へと促し、地域の輪を広げて行くと共に、高齢者が多くても三世代コミュニケーションで、元気なまちづくり活動を展開する。
中 井	なかいい まちの ふる里づくり 夢づくり ～さくらフェスティバル～	楽しく魅力に溢れ、みんなが安全で安心して暮らせる地域づくりのために、住民と団体が手を携えて、「さくらフェスティバル」事業を推進する。 「地域共生社会」の精神を広く住民に浸透させることを目的とする。
中 島	「健康なまち・美しいまち」 中島 ～幸せのトライアングル～	紫川のせせらぎと国道3号線、モノレールに囲まれた三角形の中、東西南北どこまで行っても坂道がない中島。安全・安心な中島で、小さな子どもから高齢者まで三世代が健康で、幸せを感じられるまちづくりを目指す。
西小倉	新しい風吹くお城のまち 西小倉	近年、新築マンションの建設が進み、若い世代が増えてきた。そこで、多くの人々が地域の活動に参加し、「ふるさと」と思えるような安全・安心なまちづくりを目指す。
日 明	文化のかおるまち 日明	「鯉のぼり祭」「板櫃川川まつり」や演劇、映画など多彩な文化的行事を、楽しみながら行うことにより、まちづくりを進めていく。
南 丘	「ほたと共生するまち」 南丘 ～人に優しい環境づくり～	「ほたる」という地域資源を生かし、命の尊さや自然の大切さを意識しながら、南丘校区の地域づくり・人づくりを考える。
南小倉	心のふれあい、 福祉の町、南小倉	できる人が、できる時に、できるだけをモットーに安全・安心のまちづくりや健康づくりなどの事業を、地域住民やボランティア、市民センターと一緒に進めていく。

2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(4) 暮らしの「安心」を支える

住民主体による「サロン活動」

小倉北区社会福祉協議会 TEL：571-5452

高齢者や障害のある方が、気軽に歩いて行ける身近な交流の場として、「サロン」の設置が広がっています。小倉北区では、校(地)区社会福祉協議会が直接支援するものだけで約70ヶ所、まちづくり協議会やその他の団体、個人が運営するものを含めると約90ヶ所のサロンが開かれていて、仲間づくりや居場所づくり、健康づくり(介護予防)など、多様な役割を担っています。

定期的に公民館や集会所などで楽しくおしゃべりやレクリエーションなどをする場であるほか、出前市場や季節行事等を取り入れたりと自由で様々な形のサロン活動が行われています。



ふれあいサロン



居場所づくり・仲間づくり
(サロン活動)

青少年の健全育成

コミュニティ支援課 生涯学習係 TEL：582-3322

子どもたちが心豊かで健全に成長できるよう、青少年団体や地域団体が協力し、子どもが家族などと一緒に楽しく過ごす「小倉北区子どもまつり」を毎年開催しています。

また、青少年の健全育成と非行防止のために、校区ごとに住民が主体となって、「夜間非行防止パトロール」、「青少年健全育成キャンペーン」、各校区での巡回活動などを実施しています。



子どもまつり

小倉都心部クリーンアップ事業

コミュニティ支援課 コミュニティ支援係
TEL：582-3337

小倉都心部を訪れるお客様を「おもてなしの心」で気持ちよくお迎えしようと、自治会、企業、学校、各種団体、官公署等が協働してお盆やお正月の帰省時期や春休みに小倉都心部の清掃活動を行い、併せて区民のまち美化意識の高揚を図っています。



クリーンアップ事業

まちづくりステップアップ事業

総務企画課 企画係 TEL：582-3335

市民主体のまちづくりを推進するため、市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動や、地域の活性化につながる新たなまちづくり活動などについて、活動費の一部を補助します。

令和5年度 まちづくりステップアップ事業 採択事業

番号	活動名	実施団体
1	留学生による男茶会「祈り」	チーム茶道
2	みらいの学校～子ども国際マーケット～	特定非営利活動法人 Scuola dei Bambini
3	障害を持つお子さんとママ・パパに寄り添う講演会実施	Rainbow Mill
4	マイアース産学官子ども環境教育プロジェクト	NPO法人 SoELa
5	魚町銀天街 SDGs 料理教室実施事業	魚町商店街振興組合
6	第2回 米町ちゅうぎん通り太鼓広場	米町ちゅうぎん通り太鼓広場実行委員会

2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(4) 暮らしの「安心」を支える

コラム

まち美化に向けた取組

ごみのない清潔で美しいまちづくりを進めるため、市民やボランティア団体、企業、行政等が連携し、様々な取組が行われています。

■ “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

毎年、5月30日（ごみゼロの日）から環境月間である6月末日まで各区に会場を設け、市民も気軽に参加できる大規模清掃活動「まち美化（ごみゼロ）清掃」を行っています。小倉北区の会場は勝山公園です。このほか、ボランティア団体等による自主的な清掃活動も行われています。



“クリーン北九州” まち美化キャンペーン

■ 市民いっせいまち美化の日

毎年10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」とし、この日を中心とした9月から10月の間、多くの市民が地域の道路、公園、河川等の清掃を自主的に行っています。

コラム

総務市民局 区政推進課 TEL：582-2107

おくやみコーナーの設置

ご遺族の区役所来庁時の滞在時間の短縮や手続き忘れの防止を図るため、区役所における必要な手続きの窓口をご案内する『おくやみコーナー』を開設しています（予約制）。申請書の一部は氏名・住所等を予め印字してお渡りする「書かない」サービスも導入しております。

ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、お手伝いさせていただきますのでぜひご利用ください。

- ◆受付場所：小倉北区役所 東棟1階
- ◆窓口開所時間：平日の9時～17時 ※最終受付時刻は15時
- ◆予約専用番号：093-582-2058

2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(4) 暮らしの「安心」を支える

特定健診受診推進事業

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

北九州市では、生活習慣病の予防・重症化予防のために、特定健診を行っています。小倉北区の令和4年度特定健診受診率（国民健康保険加入の40歳～74歳が対象）は33.6%でした。

また、早期発見のためにがん検診をはじめとした各種検診を実施しています。

小倉北区では、多くの区民に継続して健診を受けていただくための啓発活動のほか、健診実施機関・関係団体との連携や、未受診の方への個別対応などにも取り組んでいます。

北九州市国民健康保険 特定健診受診率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小倉北区 (北九州市)	34.0% (36.6%)	31.8% (34.2%)	31.9% (33.5%)	32.6% (34.2%)	33.6% (35.2%)

食生活相談

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

対象者の健康状態、生活習慣などに応じた個別相談を行い、自主的・継続的な食生活の改善を図る目的で概ね65歳未満の市民を対象に月1回実施しています。

65歳以上の市民には、介護予防のための栄養改善を目的として「元気で長生き食卓相談」を概ね月1回開催しています。

食生活改善推進員養成教室

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

食を通じた健康づくりを図るため、地域実践活動の推進力となるリーダーの養成を行います。教室では食生活を中心に健康づくりの話や調理実習を行い、教室修了後は、地域の食生活改善のボランティア活動に参加していただきます。

地域食育講座

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

地域における食に関する課題や希望内容に合わせたテーマについて、栄養士の講話等を行います。

地域でGO! GO! 健康づくり

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

市民センター等を拠点に、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が実施主体となり、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により実施しています。



地域でGO! GO! 健康づくり

小倉北区は21団体で取組を実施しています。

敬老行事補助事業

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係 TEL：582-3440

地域で敬老行事を開催する団体に対して、参加する75歳以上（当年の4月1日から翌年の3月31日までの間に75歳の誕生日を迎える者を含む）の年長者1人につき1,000円（年1回限り）を補助します。

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(ウ)子ども・子育ての「安心」を支える

(ウ) 子ども・子育ての「安心」を支える

妊娠・出産から乳幼児および思春期の保健・医療体制のより一層の充実を図るとともに、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

※感染症の流行や悪天候等の理由により、事業の中止や開催方法等の変更を行うことがあります。

母子健康手帳の交付

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

妊娠届出を受けて、母子健康手帳を交付します。保健師が面談し、母子健康手帳の活用方法や母子保健サービスの説明、保健指導や相談にしています。

令和4年4月より「きたきゅう子育て応援アプリ(母子モ)」から、アンケート回答などの事前手続きが可能になりました。

母子健康診査

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

○妊婦健康診査

妊娠中の母体の健康維持と胎児の健やかな発育を促すため、妊婦健康診査の公費助成を実施しています。母子健康手帳交付時に配布する妊婦健康診査等助成券を利用して、県内の登録医療機関等で受診できます。

○産婦健康診査

産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、概ね産後1か月以内の産婦へ健康診査を実施しています。母子健康手帳に綴じ込まれている受診票を利用して、登録医療機関で受診します。

○乳幼児健康診査

乳幼児の健康管理のため、健康診査を実施しています。母子健康手帳に綴じ込まれている受診票（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児）を利用して、登録医療機関で受診します。

親と子のための相談事業

保健福祉課 地域保健係 TEL：582-3440

教室名	対象	概要
マタニティスクール (3回コース・年4回)	妊婦	妊娠中や産後の生活、赤ちゃんのお世話の仕方、交流会等を取り入れた講座を開催しています。
両親学級(年5回)	初妊婦とパートナー	
前期：ほやほや赤ちゃん教室 後期：すくすく赤ちゃん教室 (各年4回)	1か月～5か月の親子 6か月～11か月の親子	赤ちゃんとの上手な関わり方、絵本の読み聞かせ、子育てワンポイントアドバイスなどの講座を開催しています。
離乳食教室 前期：年12回 後期：年12回	前期：6か月以下の親子 後期：7か月～1歳6か月の親子	離乳食の進め方や作り方のお話、個別相談を開催しています。
幼児食教室(年3回)	1歳6か月～2歳11か月の親子	幼児期の食生活のお話や個別相談を開催しています。
わいわい子育て相談(月2回)	心や体の発達が気になる就学前の子どもと保護者	小児科医師、臨床心理士などの専門スタッフが子育てのご相談に応じます。
多胎児フリースペース(年3回)	多胎児のご家族	育児についての情報交換や交流などを行います。
子育て相談 (各会場で概ね月1回)	妊婦および乳幼児とその保護者	市民センターなど身近な場所で、お子さんの身体計測や育児相談を行います。

保健福祉課 地域保健係

生後4か月までの乳児家庭全戸訪問(のびのび赤ちゃん訪問)事業 TEL：582-3440

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を、保健師、子育て支援訪問員及び主任児童委員等が訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切な指導や支援、サービスの提供を行います。

コラム

マタニティマークご存知ですか？

北九州市では、妊産婦さんにやさしい環境づくりを進めています。

マタニティマークは、お腹が目立たない妊娠初期でも周囲の人に妊娠を知らせ、やさしい配慮を促すものです。

このマークのストラップを付けた方を見かけたら、ご配慮願います。



2 小倉北区の主要事業

- (3) 「安らぐまち」 ～誰もがつながるアットホームなまち～
(ウ) 子ども・子育ての「安心」を支える

赤ちゃんの駅

子ども家庭局 総務企画課 TEL：582-2280

北九州市では、官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やオムツ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親が安心して外出できる環境づくりを行っています。

赤ちゃんの駅では、次の①、②の両方、もしくは一方を提供します。

- ① 授乳のための場所 ② オムツ替えのための場所

小倉北区には、132箇所（令和5年3月末日現在）の赤ちゃんの駅があります。市民センターや児童館などの公共施設だけでなく、スーパーや薬局などで、赤ちゃんの駅に登録している店舗もあります。登録施設・店舗には、右のシンボルマークをのぼり旗やシールなどで表示していますので、お気軽にご利用ください。



赤ちゃんの駅は、ホームページ「子育てマップ北九州」の地図上で見つけることができます。

<https://kitakyushu-city.mamafre.jp/>



子育てマップ北九州

検索

親子ふれあいルーム「ぼっぼ」

子ども家庭局 こども若者成育課 TEL：582-2473

親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談ができます。

- 場所：小倉北区役所東棟8階
- TEL・FAX：581-1886
- 時間：月曜日～金曜日 10時～16時
(祝日・年末年始を除く)
- 対象：おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者



親子ふれあいルーム「ぼっぼ」

コラム

外国人向け子育て情報リーフレット

小倉北区役所では、北九州市に在住する外国籍の妊産婦向けに、簡単で分かりやすい子育て情報のリーフレット「早わかり 子育て便利帳」を平成28年度に作成しました。

6ヶ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語）のリーフレットを作成し、母子健康手帳の交付時などに配布しています。



2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」～誰もがつながるアットホームなまち～
 (ウ)子ども・子育ての「安心」を支える

保育所への入所

保健福祉課 子ども・家庭相談係 TEL：582-3434

保育所では、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由により、家庭で子どもの保育を行うことができない場合に、概ね生後6ヶ月から小学校入学前までの子どもをお預かりしています。小倉北区内には34の保育所（保育所及び保育所型認定こども園）があり、入所希望者の増加や延長保育、夜間保育などの多様なニーズに応えるため、保育サービスの一層の充実に取り組んでいます。

No.	保育所名	定員（人）	延長保育(18時～)	一時保育
1	下富野保育所	120	○	
2	白銀保育所	90	○	
3	東篠崎保育所	120		
4	今町保育所	90	○	
5	おぐまの保育所	180	○	○
6	小倉北ふれあい保育所（乳児部）	30	○	
7	小倉北ふれあい保育所（夜間部）	45	○	○
8	長浜保育園	75	○	○
9	到津乳児保育園	40	○	
10	あおば乳児保育園	80	○	
11	金田保育園	200	○	○
12	光沢寺保育園	120	○	○
13	愛の園保育園	97	○	
14	三郎丸保育園	100	○	
15	貴船保育園	100	○	○
16	キンダーポート保育園	95	○	
17	神岳保育園	90	○	
18	片野保育園	110	○	
19	西教寺保育園	60	○	○
20	井堀保育園	150	○	○
21	高坊保育園	120	○	○
22	れんげの花保育園	160	○	○
23	れんげ心の花保育園	60	○	○
24	足原だきしめ保育園	135	○	
25	光沢寺第二保育園	120	○	○
26	清水保育所	120	○	
27	到津保育所	160	○	
28	上富野保育所	80	○	
29	三萩野保育園	160	○	○
30	南丘保育所	70	○	
31	篠崎保育園	70	○	○
32	北九州ソレイユ保育園	90	○	○
	北九州ソレイユ保育園分園	29	○	○
33	新栄たてまち保育園	80	○	○
34	さわやかあだちのもり保育園	90	○	○

2 小倉北区の主要事業

- (3)「安らぐまち」 ～誰もがつながるアットホームなまち～
 (ウ)子ども・子育ての「安心」を支える

放課後児童クラブ

子ども家庭局 子育て支援課 TEL：582-2473

放課後児童クラブは、放課後の児童の健全育成を図るために、概ね小学校区毎に設置されており、低学年や留守家庭に限らず利用できます。

	クラブ数
小倉北区	20
市	130

【R6.4.1 現在】

	市立小学校全児童数	登録児童数
小倉北区	集計中	集計中
市	集計中	集計中

【R6.4.1 現在】

※全児童数はR6.5.1 現在

子育てを支援する助成制度

保健福祉課 子ども・家庭相談係 TEL：582-3434

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。

また、0歳から18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までを対象とした子ども医療費支給制度により、保険診療による医療費の自己負担分を助成しています。

児童手当

- 月 額 0歳～3歳未満：一律 15,000円
 3歳～小学校修了前：10,000円
 （第3子以降は 15,000円）
 中学生：一律 10,000円
 ※所得制限があります。
 ※令和6年10月1日から児童手当が一部変更になる予定です。
 ※新たな情報が判明次第、市HP「児童手当について」を随時更新します。

子ども医療費支給制度

- 対象者：0歳～18歳
 ○通院の自己負担：一部あり（3歳未満は自己負担なし）
 3歳以上小学校就学前：600円/月
 小学生：1,200円/月
 中学生以上18歳まで：1,600円/月
 ※1医療機関あたり
 ○入院の自己負担：なし

子ども・家庭相談コーナー

保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー TEL：563-0115

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害対応、児童虐待対応等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービスや支援につなげます。
 (延べ件数)

小倉北区	情報提供	子どもに関する相談		家族に関する相談		教育相談	合計
			虐待		DV		
令和4年度	997	7,816	513	3,106	335	2,127	14,046
令和3年度	1,506	8,909	570	3,372	308	2,014	15,801
令和2年度	1,295	10,042	472	3,089	457	2,158	16,584
令和元年度	1,417	11,493	1,083	3,499	382	3,138	19,547
平成30年度	1,495	10,116	709	3,644	433	3,025	18,280